

# 村 落 社 会 研 究 会 则

A 名称 本会を村落社会研究会とする。

B 課旨 本会は村落社会の研究について専門各分野の連絡を密にし、その研究の発展を期する。

C 事業

1 研究会

a 每年共同の課題を定め、年一回課題研究に関する共同討論会を開く。

b 毎年の討論大会の翌年度の課題を決定し、各自で調査研究又は遠宣共同調査を行い、次年度の共同討論会において発表し、論議する。

c 共同討論大会以外に各地において調査し研究会を頻繁に開き、又各地会員の連絡を計り、研究活動をさかんにする。

2 出 版

本会は機関誌として年報を出版する。これは主として討論会の成果を発表するが、その他に内外の研究業績の発表紹介掲載等をものせる。又研究通信も発行して研究の発達に貢する。

3 共同調査

会員相互の共同調査をも行うと共に海外の学者との連絡を密にし、また共同調査をも企てた

D 会員及び会務

1 会員は村落社会研究に関心をもち、共同研究活動を希望する諸科学分野の研究者を以てする。

会費は三百円（入会金不要）

3 本会に事務局をおく。（当分大阪市立大学会学研究室におく。）

〔附〕 1 每年共同研究課題を定めて、共同討論の大会を開催する。

2 事務局は本年は大阪市立大学社会学研究室におき、研究通信を発行する。事務局は毎年会員の属する各大学研究室の輪番担当とする。

3 事務局に事務委員若干名を置く。

4 通信連絡委員若干名を置き、「研究通信」を編集発行する。

5 年々の課題について課題委員若干名を置く。  
課題委員を含めて若干名の年報委員を置き、年報の編集に當る。